

ベネフルカード会員規約新旧対照表（変更の条項のみ抜粋）

現行	改定後
第 3 条（カードの有効期限） 1．カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に表示された年月の末日までとします。 2～3 省略	第 3 条（カードの有効期限） 1．カードの有効期限は当社が指定するものとし、<u>カード券面上</u>に表示された年月の末日までとします。 2～3 省略
第 1 2 条（カードの再発行） 1．当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、当社が認めた場合、カードを再発行いたします。この場合、会員は当社所定の再発行手数料（日専連 J C B カード、日専連 D C カード（V i s a）共に 1， 1 0 0 円（税込））を支払うものとします。 2 省略	第 1 2 条（カードの再発行） 1．当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、当社が認めた場合、カードを再発行いたします。この場合、会員は当社所定の<u>再発行手数料を支払うものとします。</u> 2 省略
第 1 3 条（退会及びカード利用停止と返却） 1 省略 2．会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適当と判断した場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、カードの使用停止または会員の資格を喪失させることができるものとします。また、家族会員にも同様の措置をとるものとします。なお、当社または加盟店等がカードの返却を求めたときは、カードの返却に応じるものとします。 以下省略 3 省略	第 1 3 条（退会及びカード利用停止と返却） 1 省略 2． 省略 （1）～（1 1）省略 <u>（1 2）会員等が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の委託先の役員または従業員（以下「役職員」という）に対して、以下の①から⑦のいずれかの行為をしたとき。</u> <u>①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求</u> <u>②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む）同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求</u> <u>③正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行う行為</u> <u>④当社が会員等に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行う行為</u> <u>⑤上記①②③④のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為</u> <u>⑥法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</u> <u>⑦上記①②③④⑤⑥のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為</u> <u>（1 3）</u> その他当社が会員等として不適格と判断した場合。 3 省略
第 2 1 条（カードショッピングの利用） 1．会員等は、本規約を承認のうえ、以下の加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行なうことにより、商品の購入及び役務の提供を受けることができます。ただし、当社が特に認めた場合は、カードの提示または売上票への署名を省略する等、これに代わる方法をとる場合があります。 以下省略 2～4 省略	第 2 1 条（カードショッピングの利用） 1．会員等は、本規約を承認のうえ、以下の加盟店にカードを提示し、<u>または非接触 IC カード等を機器にかざし、加盟店の指示に従って、</u>所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行なうこと、<u>加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することにより、</u>商品の購入及び役務の提供を受けることができます。ただし、当社が特に認めた場合は、<u>利用金額に応じて売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、商品の購入及び役務の提供を受けることができる場合があります。</u> 以下省略 2～4 省略

第2条（個人情報の利用） 省略 （１）新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス （２）～（４）省略	第2条（個人情報の利用） 省略 （１）<u>電話及び電子メールその他の通信手段の方法による</u>新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス （２）～（３）省略 <u>（４）録音情報については、会員等からのお問い合わせ等の内容及び当社対応状況その他会員等と当社との会話の内容の再確認及びコミュニケーターの対応評価や教育研修に活用</u> <u>（５）</u>刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。 以下省略
第3条（個人信用情報機関への登録・利用） 1～4 省略 5．本同意条項に記載する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記録番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、利用日、契約額、利用額、貸付額、商品名、役務名、権利名及びその数量、支払期間、支払回数、利息、分割払手数料、諸費用、支払方法、振替口座等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、遅延等支払い状況に関する情報となります。 6 省略	第3条（個人信用情報機関への登録・利用） 1～4 省略 5．本同意条項に記載する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記録番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、利用日、契約額、利用額、貸付額、商品名、役務名、権利名及びその数量、支払期間、支払回数、利息、分割払手数料、諸費用、支払方法、振替口座等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、遅延等支払い状況に関する情報、<u>債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等取引事実に関する情報</u>となります。 6 省略

以上